

軽自動車税の減免について（身体障害者等の方）

次の条件に該当する場合は、減免申請をされますと軽自動車税が減免になります。

ただし、普通自動車等を含めて、1台に限ります。

下記①や②の方が所有する軽自動車等で、③や④や⑤の方が運転するもの

障害の区分・級・程度によっては、減免を受けられない場合があります。詳細は、下表をご覧ください。

- ① 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳（総合判定A(重度)）・愛の手帳（1～3度）・精神障害者保健福祉手帳（1級(自立支援医療も受けている方)）のいずれかをお持ちの方
- ② ①の方と生計を共にする家族
- ③ 減免対象の身体障害者手帳・戦傷病者手帳のいずれかをお持ちの方ご本人
- ④ ①の方のために①の方と生計を共にする家族
- ⑤ ①の方のために①の方を常時介護する家族

必要なもの

対象となる手帳（精神障害者保健福祉手帳の場合は『自立支援医療受給者証』も必要です。）・

対象となる車両の自動車検査証（二輪の軽自動車の場合は『軽自動車届出済証』・葛飾区ナンバーの場合は『標識交付証明書』です。）・

運転する方の運転免許証（コピー可）・納税義務者様の印鑑（スタンプ印不可）・

納税義務者様の『個人番号カード』（又は、マイナンバー制度の『通知カード』1点と『運転免許証』等1点の計2点）

手続きの場所 葛飾区役所 税務課 収納管理係（区役所3階321番窓口） 葛飾区立石5-13-1
 電話【直通】03-5654-8201
 【代表】03-3695-1111 【内線】3278

20170124

身体障害者手帳・戦傷病者手帳について

減免対象になる障害は、左欄の障害区分に対して、右欄の障害級別・障害程度に該当する場合です。

障害区分	身体障害者手帳の障害級別	戦傷病者手帳の障害程度
上肢不自由	1級・2級	特別項症～第3項症
下肢不自由	1級～6級	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症
体幹不自由	1級～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症
	移動機能	
視覚障害	1級～3級・4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級・5級	
音声機能障害	3級 (こう頭摘出に係るものに限りません。)	特別項症～第2項症 (こう頭摘出に係るものに限りません。)
言語機能障害		
心臓機能障害	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
腎臓機能障害		
呼吸器機能障害		
膀胱機能障害		
直腸機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	特別項症～第3項症

20161115

